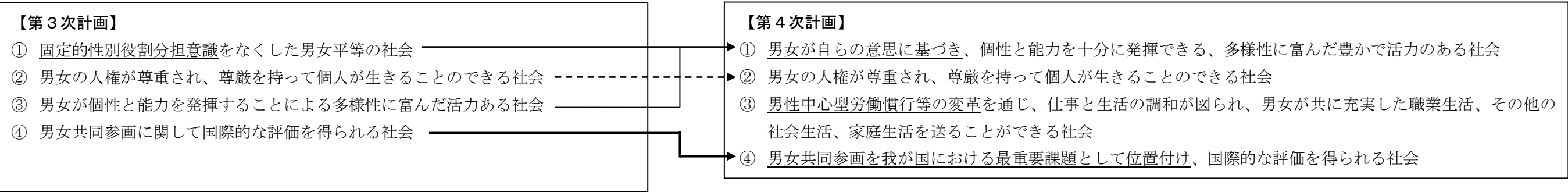
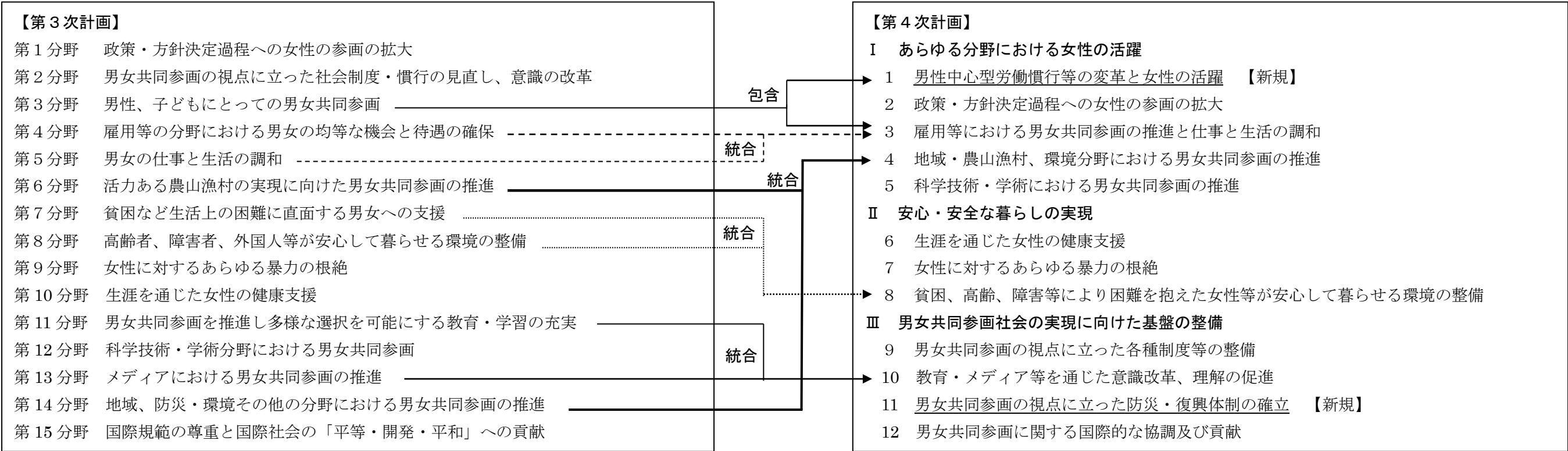


国の「第4次男女共同参画基本計画」の概要（案）及び本市の対応（案）について

1 目指すべき社会



2 重点分野を3つに大分類



(1) 新たな項目

- 1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

(2) 統合した項目

- 3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保＋⑤男女の仕事と生活の調和）
- 4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進（⑥活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進＋⑭地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進）
- 8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備（⑦貧困など生活上の困難に直面する男女への支援＋⑧高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備）
- 10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進（⑪男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実＋⑬メディアにおける男女共同参画の推進）

(3) 見出しから消えた項目

③男性、子どもにとっての男女共同参画→「1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」「3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の中に包含（例えば、「長時間労働の削減などの働き方改革」「家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備」「男女共同参画に関する男性の理解の促進」「男性の子育て・介護等への参画の促進」など）

3 第4次男女共同参画基本計画のポイント

(1) 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

「男性中心型労働慣行」とは、①年功的な処遇、片働き男性正社員を前提にした長時間労働、②既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方

- ・長時間労働削減等の働き方改革、ポジティブ・アクションによる男女間格差の是正 → 男女がともに働き方・暮らし方・意識を変革、仕事と生活の調和が図られて男女ともに暮らしやすい社会を実現
- ・男性が男性中心型労働慣行の抱えている諸課題を理解し、家事・育児・介護等の多様な経験を得る → マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成を通じ職務上の視野を拡大、男性自身のキャリア形成に重要
- 男性中心型労働慣行等の見直しは、女性の活躍推進につながる → 女性の活躍推進は手段、ゴールは男女平等・男女共同参画社会の実現

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待」

- ・政治分野：クオータ制の導入を各政党に働きかけ
- ・経済分野：管理職に占める女性の割合に加え、役員に占める割合を追加

女性活躍推進法による女性の活躍状況の現状分析、採用～登用における目標設定と事業主行動計画の策定

見える化の促進（有価証券報告書等への女性の役員比率等の記載義務付けなど）、インセンティブ付与（公共調達での評価、ポジティブ・アクション加速化助成金など）

- 2020年までに30%の目標達成は現実的には困難 → 目標を掲げて取り組むことに意義があり、今後大切なのは、なぜ達成できなかったのかという原因について議論すること

(3) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

①M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現、男性の子育て・介護等への参画の促進、女性が活躍するための前提となる人材育成

②雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- ・男女雇用機会均等待遇の更なる推進、男女間の賃金格差の解消、女性に対する各種ハラスメントの防止（非正規雇用も含めたセクシュアル・ハラスメント・マタニティ・ハラスメントの実態調査及び対策強化）

③ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

- ・女性活躍推進法に基づく取組（努力義務企業への支援）、公共調達及び助成制度の活用、女性の活躍状況の見える化、人材養成プログラムの開発・実施促進、女性の参画が進んでいない業種での環境整備支援

④非正規雇用労働者の待遇改善、正社員への転換支援

- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組や正社員への転換（企業名の公表等による実効性の確保）、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進

⑤多様な生き方、働き方を可能にするための支援

- ・再就職等に向けた支援（マザーズハローワーク等のきめ細かい支援）、起業に向けた支援（資金面・事業活動面での支援の充実）

(4) 生涯を通じた女性の健康支援

「リプロタクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要

- ・行政・企業・地域が連携した各々のライフデザインやキャリア形成に対する相談体制、多様で柔軟な働き方の実現などの職場環境の整備など、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制の構築

(5) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・予防教育・社会風土の醸成、関係法令の周知徹底及び厳正な執行、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築、就業・住居確保・就学・保険等の手続きまでの中長期的支援、児童相談所等との連携体制強化

(6) 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・ひとり親世帯への就業支援・経済的支援及び情報提供、生活困窮世帯等の子どもへの学習支援・相談支援
- ・高齢者が安心して暮らせる環境の整備（高齢者の就業促進・能力開発・社会参画促進、医療・介護保険制度の効率化・重点化、認知症・一人暮らし高齢者に対する新オレンジプランに基づく取組促進）
- ・性的指向や性同一性障害など複合的に困難な状況に置かれている人々への対応（実態の把握、人権教育・啓発活動の促進）

4 スケジュール

【当初予定】

5月 「基本的な考え方（素案）」の決定
7月 「基本的な考え方（素案）」答申
12月 「第4次男女共同参画基本計画」諮問・答申
→閣議決定



【5月時点】

夏頃 「基本的な考え方（素案）」の決定
（調整中）「基本的な考え方（素案）」答申
12月 「第4次男女共同参画基本計画」諮問・答申
→閣議決定



【現時点】

7月 「基本的な考え方（素案）」（案）の審議
8～9月 地方公聴会を6カ所で開催（広島は9月2日）
パブリックコメント
秋頃 「基本的な考え方（素案）」答申
12月末 「第4次男女共同参画基本計画」諮問・答申
→閣議決定

【答申が遅れている理由】

- ・「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」において、民法改正に言及すべきとの意見あり
→11月4日に最高裁において弁論開廷が予定されている「女性の再婚禁止期間の100日への短縮」及び「選択的夫婦別姓制度」の動向を踏まえて、表現を決定する予定

5 本市の対応

- ・9月2日に開催される地方公聴会で示される素案を踏まえて、本市の基本計画に反映すべき事項を整理し、見直し素案を作成
- ・10月下旬に第3回基本計画検討部会を開催し、見直し素案を審議

【現 行】

第1章 計画の基本的考え方

計画の目的、目指すべき社会など

第2章 各施策について

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
- 4 働く場における男女共同参画の推進
- 5 地域における男女共同参画の推進
- 6 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 7 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 9 生涯を通じた健康支援
- 10 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

第3章 計画の推進体制



【5月の見直し案】

第1章 計画の基本的考え方

計画の目的、目指すべき社会など

第2章 各施策について

I あらゆる分野における女性の活躍

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 地域における男女共同参画の推進
- 4 仕事と生活の調和の推進
- 5 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

- 1 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 1 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 2 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

第3章 計画の推進体制



【見直し案】

第1章 計画の基本的考え方

計画の目的、目指すべき社会など

第2章 各施策について

I あらゆる分野における女性の活躍

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 地域における男女共同参画の推進
- 4 仕事と家庭の調和の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

- 1 様々な困難を抱える女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 3 生涯を通じた女性の健康支援
- 4 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 1 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 2 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

第3章 計画の推進体制

【参考】国の「第4次男女共同参画基本計画」と「第2次広島市男女共同参画基本計画（見直し案）」の比較

